

一般社団法人 日本寝具寝装品協会 年会費規程

■会員の種類（本協会の定款）

- ・ 正会員 本協会の目的に賛同し、寝具寝装品に関する事業を営む法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- ・ 賛助会員 上記正会員に該当しないもので、本協会の目的に賛同し、その事業に協力する法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体

■入会金、年会費の種類

● 入会金

正会員	3万円
賛助会員	無

- 年会費
- ・ 正会員 (法人及び個人)
年商額基準は企業全体年商を原則とする徴収料率である。
但し小売業を兼業とせず、著しく寝具寝装類取扱年商比率が低い場合は、検証可能な寝具寝装類取扱年商額に対しての徴収料率とする。

ランク	年商額	年会費	備考 (対年商徴収率)
A	2億円未満	19,500円	0.000098
B	2億～5億円未満	39,000円	0.000078
C	5億～10億円未満	78,000円	0.000078
D	10億～15億円未満	117,000円	0.000078
E	15億～30億円未満	156,000円	0.000052
F	30億～50億円未満	234,000円	0.000047
G	50億～100億円未満	390,000円	0.000039
H	100億～200億円未満	585,000円	0.000029
I	200億～300億円未満	741,000円	0.000025
J	300億～400億円未満	975,000円	0.000025
K	400億～1000億円未満	2,600,000円	0.000026
L	1,000億円～2000億円未満	7,800,000円	0.000390
M	2,000億円以上	10,000,000円、又は年商0.00050率のどちらか大きい額	

- ・ 団体正会員

年間事業予算額	0.013	0.013
---------	-------	-------

- ・ 賛助会員

業種	年会費	備考
織物業	130,000円	
染色業	130,000円	
縫製業	130,000円	
紡績・合織業	260,000円	
商社	260,000円	
小売	260,000円	
その他	130,000円	

■年会費(入会金含め)は社員総会で決議する。

徴収は毎年度4月請求書を発行し、一括徴収を原則とする。

■年会費の調査

3年毎に直近4月時点での事業概況報告書提出による年会費徴収額の確定をする。
第1期～3期、第4期～6期、第7期～9期、第10期～12期、第13期～15期

※令和6年4月1日より改正

以上